

## 建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定新旧対照表

改正後	改正前
<p>建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定</p> <p style="text-align: center;">〔平成19年5月18日〕 〔島根県告示第447号〕</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 中間検査を行う期間 平成19年6月20日から<u>令和7年6月19日</u>まで</p> <p>3～6 〔略〕</p>	<p>1 〔略〕</p> <p>2 中間検査を行う期間 平成19年6月20日から<u>令和4年6月19日</u>まで</p> <p>3～6 〔略〕</p>